

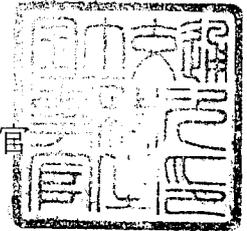


国 住 政 第 1 7 号

平成 1 5 年 7 月 2 4 日

(社)全国中小建設業協会会長 殿

国土交通事務次官



平成 1 5 年度「住宅月間」の実施について

国土交通省では、平成元年度から官民協力の下、広報活動や各種イベントの実施を通じ国民に住宅、住環境、住まい方について広く考える機会を提供し、住意識の向上、ゆとりある住生活の実現に資することを目的として、毎年 1 0 月に「住宅月間」を実施しております。

平成 1 5 年度におきましても、別添実施要綱のとおり実施することとしておりますので、本月間実施の趣旨に御賛同いただき、行事の運営等について格別の御協力をお願いいたします。

つきましては、関係部局等に対しまして周知方よろしくお願い申し上げます。

平成15年度「住宅月間」実施要綱

1. 目的

この月間は、官民協力の下、広報活動や各種イベントの実施を通じ、国民に住宅・住環境・住まい方について広く考える機会を提供し、その意見も広く聴きながら国民の住意識の向上、ゆとりある住生活の実現に資することを目的とする。

2. 期間

平成15年10月1日（水）から10月31日（金）

3. 主 唱

国土交通省

4. 関係行事の実施機関

国土交通省、地方公共団体、住宅月間実行委員会他

5. 実施内容

国、地方公共団体及び関係諸団体は、月間中に次に掲げる行事、活動等を積極的に行い、国民の住意識の向上、ゆとりある住生活の実現を図っていくこととする。

① 中央行事の実施

- ・住宅月間記念式典（平成15年度「住宅月間」、第15回「住宅月間中央イベント」の合同記念式典として実施する。）
- ・住宅関係功労者の表彰・感謝状の贈呈
- ・中央イベントの実施
- ・記念講演
- ・住教育の推進
- ・シンポジウムの実施 等

② 地方における関連行事の実施

住宅フェア、シンポジウム、講演会等の行事を地域の特色を生かしながら実施する。

③ 広報活動の推進

国、地方公共団体等は、新聞、テレビ、ラジオ等の協力を得るとともに、パンフレット、ポスター、シンボルマーク等を活用し、国民に住宅月間の趣旨を広報する。